

# 北信越中学校総合競技大会開催基準要項

## 1 総 則

北信越中学校総合競技大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するために、この基準要項を定める。

## 2 主 催

- ① 北信越中学校体育連盟(以下「本連盟」という。)
- ② 各県中学校体育連盟(以下「各県中体連」という。)

## 3 共 催

- ① 各県教育委員会
- ② 開催地市町村教育委員会
- ③ 開催県各種目競技団体

## 4 主 管

開催県中学校体育連盟(以下「開催県中体連」という。)

## 5 後 援

- ① 開催県体育(スポーツ)協会
- ② 開催地市町村体育(スポーツ)協会
- ③ その他関係機関

## 6 大 会 開 催

- ① 大会は福井、富山、長野、石川、新潟の順で開催する。
- ② 大会は毎年夏季に開催する。
- ③ 開催競技は、陸上競技、水泳、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲の16競技とする。

## 7 大会開催期日

- ① 日程は、陸上競技、水泳、体操競技、新体操、柔道、剣道、相撲は1日とし、その他の種目は2日とする。
- ② 開催期日については、8月上旬とし、本連盟の理事会で決定する。
- ③ 日程はおおむね次のとおりとする。

(第1日)		(第2日)	
選手集合	8時00分	選手集合	8時00分
競技終了	17時00分	競技終了	15時00分

## 8 大会開催会場

会場は、交通機関、宿泊等も考慮し開催県中体連で決定する。

## 9 大会参加資格

- ① 各県中学校体育連盟(以下「各県中体連」という。)に加盟し、各中学校に在籍している生徒であること。
- ② 各中学校の教育計画に基づいて行っている運動部活動(当該種目)の部員であること。
- ③ 上記に該当しない生徒を選手として参加させる場合は、当該校長の認知と各県中体連会長の承認を必要とする。
- ④ 年齢は、(公財)日本中学校体育連盟の定めに準ずる。  
前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の参加申込締切日までに、各県中体連を通じて、本連盟に申し出る。
- ⑤ 全競技通じて一人一競技種目の参加とする。
- ⑥ 「参加資格の特例」は、全国中学校体育大会 大会要項に準ずる。
- ⑦ 複数の学校でのチーム(以下「合同チーム」)編成を認める。ただし、参加規定については、北信越中学校総合競技大会合同チーム参加規程に基づく。
- ⑧ 引率者・監督は当該校の校長・教員・部活動指導員であること。外部指導者(コーチ)・マネージャーは全国中学校体育大会実施要項に準ずる。「引率者の特例」は、全国中学校体育大会 大会要項に準ずる。

## 10 大 会 役 員

- ① 大会会長 北信越中学校体育連盟会長
- ② 大会副会長 北信越中学校体育連盟副会長
- ③ 顧問 各県知事・各県議会議長・各県体協(スポ協)会長・各県教育長  
開催市町村長・開催県競技団体会長・各県前中体連会長・各県中学校長会長
- ④ 参 与 各県主管課長・各県体協(スポ協)副会長・開催市町村教育長  
各県中体連副会長・開催県競技団体理事長・開催市町村体育(スポーツ)協会会長
- ⑤ 大会委員長 開催県中体連理事長
- ⑥ 大会副委員長 各県中体連理事長(4県)
- ⑦ 大会委員 各県主管課係長・各県事務局長・北信越理事・開催県の実情において追加することができる。

11 大会役員の委嘱

- ① 大会役員の委嘱は本連盟会長が行う。
- ② 委嘱状の作成、発送は開催県中体連が行う。

12 競技役員

競技役員はおおむね次のとおりとする。

- ・ 競技会長
- ・ 競技副会長
- ・ 顧問
- ・ 競技委員長、競技副委員長、競技委員
- ・ その他

13 競技役員編成と委嘱

- ① 大会運営、実施に必要な競技役員は、開催県中体連で協議し編成する。
- ② 開催県以外の審判（以下「派遣審判員」という。）は各県で推薦し、本連盟会長が委嘱する。
- ③ 本連盟は派遣審判員に対し、旅費を支給する。
- ④ 本連盟が旅費を支給する派遣審判員数の上限は、以下の通りとする。
  - ・ バスケットボール 1県あたり4名 合計16名
  - ・ サッカー 1県あたり2名 合計 8名
  - ・ ハンドボール 1県あたり2名 合計 8名
  - ・ 体操競技 1県あたり6名（ただし、2県のみ7名とする。）合計25～26名
  - ・ 新体操（男子） 1県あたり2名
  - ・ 新体操（女子） 1県あたり3名 合計12名
  - ・ バレーボール 1県あたり3名 合計12名
  - ・ 柔道 1県あたり3名 合計12名
  - ・ 剣道 1県あたり4名 合計16名
  - ・ 相撲 1県あたり1名 合計 4名
- ⑤ 派遣審判員の数は、競技の特殊性を考慮し理事会で決定する。
- ⑥ 派遣審判員の旅費は、本連盟の内規により支給する。

14 生徒役員

- ① 生徒役員は、開催県中体連会長が委嘱する。
- ② 中学生以外の生徒役員の昼食は、本連盟で負担する。

15 大会実施要項

- ① 大会実施要項は、大会事務局で作成し、本連盟理事会で決定する。
- ② 大会要項の内容は、次のとおりとする。

主催、共催、主管、後援、会場、大会期日、会場・競技、参加規定、参加資格、表彰、申込み、参加料、抽選、宿泊・昼食
- ③ 競技別要項は、専門部会で協議、作成し、本連盟の理事会で決定する。
- ④ 競技別要項は、おおむね次のとおりとする。

期日、会場、競技、競技方法、競技規定、参加規定、表彰、組合せ、その他
- ⑤ 大会事務局は、大会実施要項を各県中体連に配布する。

16 大会申し込み

- ① 県大会で出場権を得た学校は所定の様式により、各県中体連に期日までに申し込むこと。
- ② 各県中体連は、申込書を取りまとめ、参加料を添えて大会事務局に一括申し込むこと。
- ③ 参加料は、1人あたり1,500円とする。

17 式典

- ① 大会の開・閉会式は競技別に行うことを原則とする。
  - ② 代表開会式は、来賓関係者の参加のもとで実施する。
  - ③ 開・閉会式のあいさつ、祝辞等の人選は、開催県中体連事務局で協議し決定する。
  - ④ 開会式の入場行進は、実施を原則とする。
  - ⑤ 大会の開・閉会式は、おおむね次のものとし、開催県や競技別の実情により適宜決定する。
- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (開会式)             | (閉会式)             |
| 開式通告              | 選手整列              |
| 選手入場              | 開式通告              |
| 開会宣言              | 成績発表              |
| 国旗、北信越・県中体連旗、諸旗掲揚 | 表彰                |
| 優勝杯(旗)返還          | あいさつ              |
| あいさつ              | 国旗、北信越・県中体連旗、諸旗降納 |

祝 辞	閉会宣言
生徒代表の言葉	閉式通告
選手宣誓	選手退場
競技上の注意	
閉式通告	
選手退場	

## 18 表彰

### ① 団体表彰

- ・ 陸上競技と水泳競技の3位までに入賞した学校に賞状を授与する。他の競技の3位まで入賞した学校と選手全員に賞状を授与する。
- ・ 優勝チームには、優勝杯(優勝楯)を授与する。
- ・ 優勝チームの選手全員に優勝メダルを授与する。ただし、陸上競技・水泳競技の学校対抗は除く。

### ② 個人競技

- ・ 陸上競技・水泳競技のリレーは、8位までに入賞した学校とエントリーメンバー全員に賞状を授与する。
- ・ 他の競技は、8位までに入賞した個人に賞状を授与する。
- ・ 陸上競技・水泳競技のリレー、他の競技の個人1位には、優勝メダルを授与する。

## 19 プログラム

### ① プログラムは、総合と競技別プログラムを作成する。

### ② プログラムの表紙に記載する内容はおおむね次のとおりとする。

- ・ 正式大会名、本連盟マーク、期日、開催地、主催、共催、主管、後援

### ③ プログラムに記載する内容はおおむね次のとおりとする。

- ・ 大会役員、競技役員、生徒役員(学校名)、過去の成績、日程、式次第、組み合わせ、選手名簿、その他

### ④ プログラムに、商業広告等を記載する場合は本連盟会長の承認を必要とする。

### ⑤ プログラムは、無料配布を原則とする。有料販売をする場合は本連盟会長の承認を必要とする。

## 20 宿泊

### ① 大会関係者の宿泊に関することは、本連盟宿泊要項による。

### ② 宿泊申込は、大会申込と同時にを行い、配宿については業者に任せる。

決定後は、業者が当該学校に通知する。

## 21 大会終了報告

### ① 各専門部は、大会終了10日以内に大会成績と反省事項を大会事務局へ提出する。

### ② 各専門部は、大会終了10日以内に決算書及び領収書等、会計に関する報告を事務局に報告する。

### ③ 大会事務局は、資料をまとめて報告書を作成、理事会に報告する。

### ④ 報告書の内容は、次のとおりとする。

- ・ 会計収支決算、集計表(参加生徒数、役員数、生徒役員数)、競技成績

### ⑤ 会計収支決算書については、選出監事の会計監査を受けること。

## 22 付 則

### ① 本開催基準要項の改訂は、理事会が行う。

### ② 本開催基準要項は、平成2年10月6日より実施する。

平成6年5月20日一部改正

平成7年5月11日一部改正

平成9年5月8日一部改正

平成10年5月7日一部改正

平成11年5月6日一部改正

平成11年11月25日一部改正

平成12年5月9日一部改正

平成13年11月20日一部改正

平成14年11月19日一部改正

平成15年11月18日一部改正

平成16年11月16日一部改正

平成19年5月7日一部改正

平成20年5月8日一部改正

平成22年11月12日一部改正

平成27年5月7日一部改正

平成28年11月21日一部改正

平成30年5月8日一部改正

平成30年11月12日一部改正